様式第２号（第６条、第７条関係）

事業計画書（実績）書兼収支予算（決算）書

１　所有又は受託し、施業を行う森林

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 伊賀市　大字　　　　　　字　　　　　　番地 | | | |
| 伐採面積 | ha(うち人工林　　ha、天然林　　ha) | | |
| 伐採方法 | 主伐・間伐 |  | ％ |
| 伐採の期間 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 | | |
| 伐採届の提出 | ☐　済　　　　□　　　月提出予定 | | |

２　補助の対象事業（※該当する事業に☑すること）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業 | 種目 | 申請（実績）額 |
| ☐林業機械導入支援事業（※） |  | 円 |
| ☐林業機械レンタル支援事業 |  | 円 |
| □労働安全・作業効率化支援事業 |  | 円 |
| ☐林業研修及び資格取得支援事業 |  | 円 |

（※）留意事項（確認の上、☑してください）

☐　第８条　取得財産の管理及び処分の制限　について確認しました。（裏面参照）

３　収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算（決算）額 | 備　考 |
| 補助金 |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

４　支出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算（決算）額 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

（取得財産の管理及び処分の制限）

第８条　補助金に係る規則第５条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げる林業機械導入支援事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図り、その管理状況を明らかにしておかなければならない。ただし、当該取得財産が補助事業完了の日の属する年度の末日から５年を経過したときは、この限りでない。

２　補助事業者は、前項ただし書に定める期間内において、伊賀市自伐林家等支援事業取得財産管理状況報告書兼実績報告書（様式第４号）を事業年度の翌年度５月31日までに、市長に報告しなければならない。

３　補助事業者は、前項の規定に違反したときは、補助金の全部を返還しなければならない。

４　規則第22条に規定する取得財産に係る処分の承認の申請は、伊賀市自伐林家等支援事業取得財産処分等承認申請書（様式第５号）を提出して行わなければならない。この場合において、補助事業者は、特別な事情がない限り、５年から使用年数を差し引いた年数（当該年数に１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を５年で除して得た数に補助金交付額を乗じて得た額を返還しなければならない。